



発行 東京都

目次

85

告示

○令和三年度東京都人事行政の運営等の状況の公表
（総務局人事課）…

告示

●東京都告示第千三百三十五号

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年東京都条例第八号）第六条の規定により、令和三年度東京都人事行政の運営等の状況を公表する。

令和三年十一月一日

東京都知事 小池百合子

I 人事行政の運営の状況

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用者数及び退職者数の状況（令和2年度）

区分	採用者数	退職者数				計
		定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	
知事部局	1,311人	388人	91人	687人	56人	1,222人
行政委員会等	34人	13人	3人	8人	0人	24人
交通局	245人	188人	19人	35人	13人	255人
水道局	109人	83人	6人	33人	3人	125人
下水道局	97人	46人	3人	19人	2人	70人
教育庁（学校）	3,260人	1,595人	230人	864人	47人	2,736人
警視庁	1,183人	870人	60人	453人	30人	1,413人
東京消防庁	527人	282人	43人	167人	10人	502人
合計	6,766人	3,455人	455人	2,266人	161人	6,347人

（注）1 知事部局には、労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む（以下同じ。）。

2 行政委員会等とは、議政局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び海浜区漁業調整委員会事務局をいう（以下同じ。）。

3 採用者数は、競争試験及び選考による採用者の計である。

なお、平成31年度中に実施した、令和2年度に向けた前倒し採用者を含む。

4 退職者数のその他の区分は、任期満了に伴う退職者、死亡退職者及び分限又は懲戒処分による免職者の計である。

2 昇任試験及び昇任選考の実施状況（令和2年度）

(1) 人事委員会又は人事委員会の権限委任により任命権者が実施する昇任試験及び昇任選考
「II 人事委員会の業務の状況」第1に記載されているとおりです。

(2) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により教育長が実施する昇任選考

ア 東京都公立学校主任教諭選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	4,179人	1,062人	3.9倍
中学校	1,068人	553人	1.9倍
高等学校	988人	376人	2.6倍
特別支援学校	228人	168人	1.4倍
合計	6,463人	2,159人	3.0倍

イ 東京都公立学校4級職(主幹教諭・指導教諭)選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	124 人	92 人	1.3 倍
中学校	46 人	29 人	1.6 倍
高等学校	28 人	26 人	1.1 倍
特別支援学校	19 人	15 人	1.3 倍
小計	217 人	162 人	1.3 倍
小学校	289 人	288 人	1.0 倍
中学校	181 人	181 人	1.0 倍
高等学校	75 人	75 人	1.0 倍
特別支援学校	28 人	28 人	1.0 倍
小計	573 人	572 人	1.0 倍
合計	790 人	734 人	1.1 倍

ウ 東京都公立学校教育管理職選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
A選考	141 人	121 人	1.2 倍
小学校	290 人	260 人	1.1 倍
中学校	102 人	97 人	1.1 倍
高等学校	32 人	26 人	1.2 倍
特別支援学校	23 人	21 人	1.1 倍
小計	447 人	404 人	1.1 倍
小学校	21 人	18 人	1.2 倍
中学校	13 人	9 人	1.4 倍
高等学校	4 人	3 人	1.3 倍
特別支援学校	1 人	1 人	1.0 倍
小計	39 人	31 人	1.3 倍
合計	627 人	556 人	1.1 倍

エ 東京都公立学校校長職候補者選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	530 人	150 人	3.5 倍
中学校	189 人	85 人	2.2 倍
高等学校	82 人	35 人	2.3 倍
特別支援学校	38 人	16 人	2.4 倍
合計	839 人	286 人	2.9 倍

3 職員数の状況

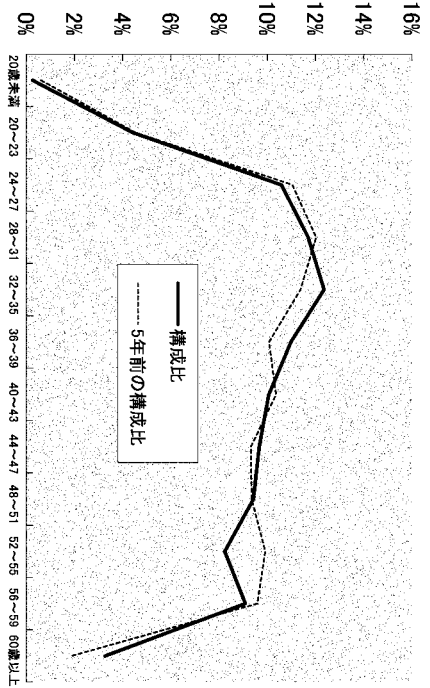
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和2年			
普通会計部門	一般会計部門	議	143 人	139 人	4 人	
		総務	4,499 人	4,369 人	130 人	増加理由：新型コロナウイルス感染症対策に係る執行体制の強化、児童相談体制の強化等
		税務	3,052 人	3,053 人	△1 人	
		労働	730 人	710 人	20 人	
		農林水産	602 人	609 人	△7 人	
		商工	548 人	535 人	13 人	
		土木	4,988 人	4,996 人	△8 人	減少理由：業務執行体制の見直し等
		民生	2,916 人	2,884 人	32 人	
		衛生	2,873 人	2,705 人	168 人	
		計	20,351 人	20,000 人	351 人	(参考：人口10万人当たり職員数144.84人)
教育委員会	教育部門	68,179 人	67,293 人	886 人		
	警察部門	47,583 人	48,236 人	△653 人	学級数及び児童・生徒数の増等	
	消防部門	18,890 人	18,882 人	8 人		
	小計	155,003 人	154,411 人	592 人	(参考：人口10万人当たり職員数1,103.16人)	
公益企業等特別部門	病院	7,348 人	7,318 人	30 人		
	交通	6,728 人	6,612 人	116 人	増加理由：業務執行体制の強化等	
	水道	3,587 人	3,634 人	△47 人		
	下水道	2,494 人	2,477 人	17 人	減少理由：業務委託の拡大等	
	その他	812 人	831 人	△19 人		
小計	20,969 人	20,872 人	97 人			
合計	175,972 人	175,283 人	689 人	(参考：人口10万人当たり職員数1,718人) [1,718人] [1,718.475人]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員等を除く。

2 []内は、条例定数の合計であり、再任用短時間勤務職員を含み、休職者、派遣職員及び非常勤職員等を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区分	職員数 (人)
20歳未満	456
20歳～23歳	7,761
24歳～27歳	18,621
28歳～31歳	20,574
32歳～35歳	21,737
36歳～39歳	19,321
40歳～43歳	17,696
44歳～47歳	17,010
48歳～51歳	16,582
52歳～55歳	14,480
56歳～59歳	15,989
60歳以上	5,745
計	175,972

第2 職員の人事評価の状況

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第23条の2第1項で「職員の職務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」、第23条の3で「任命権者は、前条第1項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定しています。東京都では、東京都職員の人事考課に関する規程等に基づき、任命権者ごとに人事評価を実施しています。評価結果等は、各種昇任選考や昇給、勤働手当、人材育成、配置管理等に幅広く活用しており、制度の見直しも適宜行っています。

知事部局における人事考課制度の概要は、次のとおりです。

対象職員	制度の概要																																														
一般職員	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己申告制度、業績評価制度、人材情報により構成 ○ 課長が絶対評価を実施、部長は調整者として位置付け ○ 業績とプロセスによる評価 ○ 全職員に求められる能力・姿勢をプロセス評価の評定要素として設定 ○ 希望者全員へ第一次評価結果を開示、評定結果に係る苦情相談制度を整備 <p>《評定者及び評定方法》</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">第一次評価</th> <th>調整者</th> <th>最終評価</th> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> <td>人事主管部長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>4段階絶対評価</td> <td>—</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>《評定要素》</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">業績評価</th> <th>プロセス評価</th> </tr> <tr> <td>○ 仕事の成果</td> <td>○ 職務遂行力</td> <td>○ 組織運営力 (監督職)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 組織支援力 (一般職)</td> <td>○ 取組姿勢</td> </tr> </table> <p>(注) 1 監督職とは、課長代理、統括技能長、技能長、担任技能長をいう。 2 一般職とは、主任、技能主任、主事、技能主事をいう。</p> <p>●管理職</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">第一次評価</th> <th>最終評価</th> </tr> <tr> <td>評定者</td> <td>部長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>●管理職候補者</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">第一次評価</th> <th>調整者</th> <th>最終評価</th> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>—</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>《(注) 被評定者が部長級の場合は、第一次評価についても局長が評定》</p> <p>《評定要素 (一般行政系の例)》</p> <table border="1"> <tr> <th>業績評価</th> <th>能力評価</th> </tr> <tr> <td>職務の実績</td> <td>職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)</td> </tr> </table>	第一次評価		調整者	最終評価	評定者及び調整者	課長	部長	人事主管部長	評定方法	4段階絶対評価	—	5段階相対評価	業績評価		プロセス評価	○ 仕事の成果	○ 職務遂行力	○ 組織運営力 (監督職)		○ 組織支援力 (一般職)	○ 取組姿勢	第一次評価		最終評価	評定者	部長	局長	評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価	第一次評価		調整者	最終評価	評定者及び調整者	課長	部長	局長	評定方法	5段階絶対評価	—	5段階相対評価	業績評価	能力評価	職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)
第一次評価		調整者	最終評価																																												
評定者及び調整者	課長	部長	人事主管部長																																												
評定方法	4段階絶対評価	—	5段階相対評価																																												
業績評価		プロセス評価																																													
○ 仕事の成果	○ 職務遂行力	○ 組織運営力 (監督職)																																													
	○ 組織支援力 (一般職)	○ 取組姿勢																																													
第一次評価		最終評価																																													
評定者	部長	局長																																													
評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価																																													
第一次評価		調整者	最終評価																																												
評定者及び調整者	課長	部長	局長																																												
評定方法	5段階絶対評価	—	5段階相対評価																																												
業績評価	能力評価																																														
職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)																																														
管理職及び管理職候補者	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己申告制度、職務記録制度、人材情報により構成 ○ 業績と能力の両要素を考慮した総合評価の実施 ○ 選考種別等に応じた能力評価項目の設定 ○ 育成すべき能力を明確化し、人材育成に活用 <p>《評定者及び評定方法》</p> <p>●管理職</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">第一次評価</th> <th>最終評価</th> </tr> <tr> <td>評定者</td> <td>部長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>●管理職候補者</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">第一次評価</th> <th>調整者</th> <th>最終評価</th> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>—</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>《(注) 被評定者が部長級の場合は、第一次評価についても局長が評定》</p> <p>《評定要素 (一般行政系の例)》</p> <table border="1"> <tr> <th>業績評価</th> <th>能力評価</th> </tr> <tr> <td>職務の実績</td> <td>職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)</td> </tr> </table>	第一次評価		最終評価	評定者	部長	局長	評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価	第一次評価		調整者	最終評価	評定者及び調整者	課長	部長	局長	評定方法	5段階絶対評価	—	5段階相対評価	業績評価	能力評価	職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)																					
第一次評価		最終評価																																													
評定者	部長	局長																																													
評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価																																													
第一次評価		調整者	最終評価																																												
評定者及び調整者	課長	部長	局長																																												
評定方法	5段階絶対評価	—	5段階相対評価																																												
業績評価	能力評価																																														
職務の実績	職務遂行過程において発揮された能力 (課題設定力・実行力・組織運営力)																																														

第3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日現在)	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 令和元年度 の人件費率 %
令和2年度	13,843,525	8,609,540,572	248,319,032	1,557,448,266	18.1	20.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

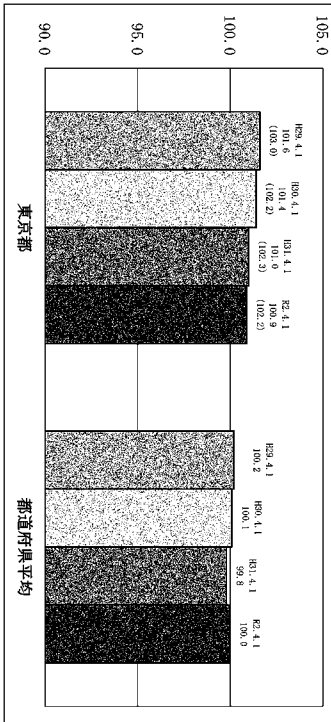
区分	職員数 A 人	給与				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手 当 千円	計 B 千円		
令和2年度	154,411	599,864,220	266,403,310	286,059,360	1,152,326,890	7,463	7,164

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

3 都道府県平均は、令和元年度地方財政状況調査によるものである。

(3) ラスバイス指数の状況(令和2年4月1日現在)



(注) 1 ラスバイス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスバイス指数を指す。地域手当補正後ラスバイス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスバイス指数。(補正前のラスバイス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づき地域手当支給率)により算出。)

【参考】
都職員の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う報告に基づき、都議会の審議を経て案例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を適正に反映する仕組みとなっている。
令和2年度賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によれば、全通を100とした場合に、都内民間企業の賃金水準は121.1となり都道府県で最も高い水準にある。
都においては、今後とも引き続き、人事委員会報告に基づき、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与報告の状況

① 月例給

区分	人事委員会の報告		報告 (改定率) %
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	
令和3年度	402,795	402,898	△103 (△0.03%)

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会報告において公民の4月分の給与額をラスバイス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の報告			
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月数 B 月	較差 A-B 月	報告 (改定月数) 月
令和3年度	4.45	4.55	△0.10	△0.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた給与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤続手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について(平成27年4月実施)

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し

地域手当を20%に引き上げること踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、給料月額を平均1.7%引下げ

イ 地域手当の見直し

区部・多摩地域について、国が定める1級地の制度完成時の支給割合と同様とするため、18%から20%への引上げを実施

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤続手当について、国と同様の見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額等の状況(令和3年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
東京都	41.9歳	315,489円	463,399円	397,422円
国	43.2歳	327,564円	—	408,868円
都道府県平均	42.8歳	324,059円	413,722円	366,268円

イ 技能労務職

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額(A)	平均給与月額(国ベース)
東京都	50.4歳	1,300人	290,644円	393,826円
うち清掃職員	54.8歳	21人	350,781円	495,381円
うち用務員	52.7歳	438人	273,626円	360,599円
うち自動車運転手	52.3歳	38人	287,508円	469,334円
うち守衛	54.8歳	32人	307,159円	459,425円
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—
都道府県平均	53.6歳	187人	318,887円	373,164円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
東京都	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理従事員	46.2歳	300,100円	1.65
うち用務員	用務員	55.9歳	207,900円	1.73
うち自動車運転手	家用自動車運転者	61.5歳	252,300円	1.86
うち守衛	守衛	63.3歳	214,000円	2.15

参考

区分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	—	—	—
うち清掃職員	7,912,248円	4,166,100円	1.90
うち用務員	5,831,321円	2,862,400円	2.04
うち自動車運転手	7,231,708円	3,342,300円	2.16
うち守衛	7,213,738円	2,706,900円	2.66

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成29年から31年までの3年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	44.2歳	355,345円	458,099円
都道府県平均	44.8歳	372,601円	430,717円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	40.0歳	336,163円	434,491円
都道府県平均	42.4歳	356,917円	410,239円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
東京都	39.4歳	322,693円	498,435円	404,765円
国	41.4歳	319,832円	—	378,311円
都道府県平均	38.4歳	323,548円	456,572円	371,763円

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で小数点第1位までを表している。

2 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給与の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当(時間外勤務手当)などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務

員と同じペースで再計算したものである。
 4 国・都道府県における「平均年齢」、「平均給与月額」は、令和2年国家公務員給与等実態調査及び令和2年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分	東京都	国
一般行政職	大学卒 183,700 円	総合職 186,700 円 一般職 182,200 円
	高校卒 145,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒 143,000 円	147,900 円
	中学卒 —	139,900 円
教育職	大学卒 197,300 円	—
	短大卒 180,400 円	—
警察職	大学卒 211,100 円	総合職 214,400 円 一般職 211,400 円
	高校卒 178,300 円	173,400 円

（注）この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額別の状況（令和3年4月1日現在）

区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,143 円	369,216 円	392,531 円	422,298 円
	高校卒	224,909 円	315,781 円	347,915 円	359,062 円
技能労務職	高校卒	215,189 円	294,839 円	311,797 円	322,831 円
	中学卒	—	—	—	294,700 円
高等学校 教育職	大学卒	303,023 円	398,343 円	417,486 円	436,344 円
	短大卒	296,144 円	352,640 円	369,825 円	390,500 円
小・中学校 教育職	大学卒	302,216 円	400,178 円	425,132 円	441,312 円
	短大卒	283,592 円	381,032 円	408,375 円	429,100 円
警察職	大学卒	286,480 円	373,258 円	401,906 円	407,833 円
	高校卒	255,916 円	344,875 円	380,211 円	394,644 円

（注）諸手当を含まない。

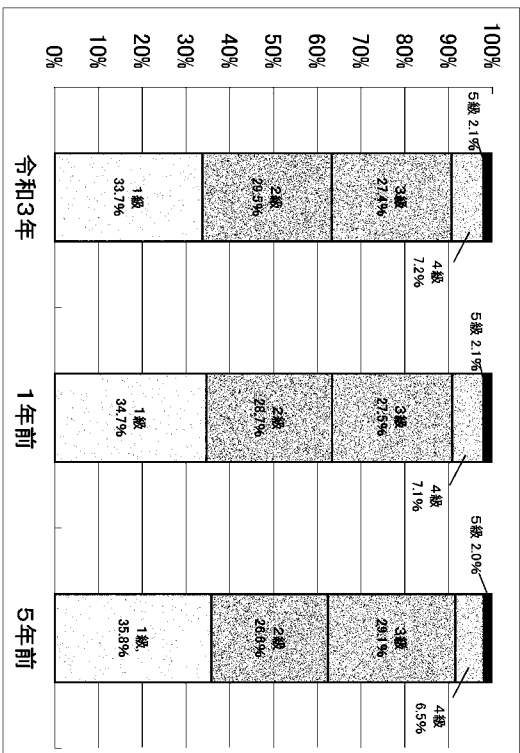
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

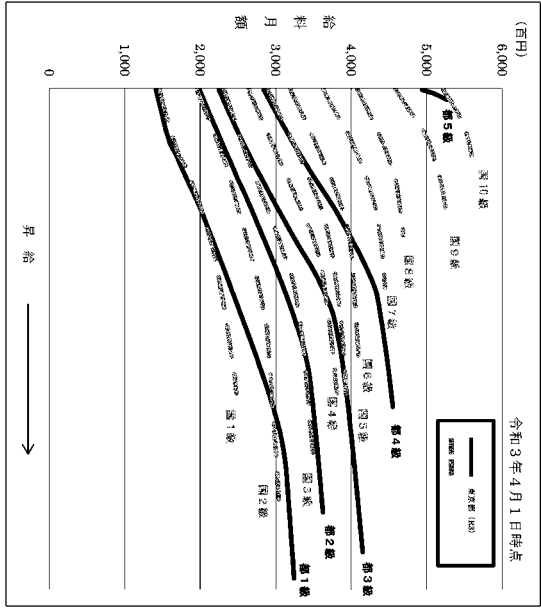
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
5級	部 長	467人	2.1%	494,000 円	526,700 円
4級	課 長	1,579人	7.2%	284,000 円	455,000 円
3級	課長代理	6,009人	27.4%	224,800 円	415,100 円
2級	主任	6,464人	29.5%	199,100 円	362,500 円
1級	主 事	7,395人	33.7%	141,300 円	324,300 円

（注）1 東京都の職員の給与に関する条例に基づき行政職給料表（一）の区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用		管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	○	○
上位、標準、下位の区分	○	○	○
上位、標準の区分	○	○	○
標準、下位の区分	○	○	○
標準の区分のみ(一律)	△	△	△
ロ. 人事評価を活用していない			
活用予定時期			

【参考】昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日
を評定基準日として人事評価を実施している(内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照)。昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。
- 昇給への勤務成績の反映状況
管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分(昇給なし～6号昇給(前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給))を決定した。
一般職員については、勤務成績に基づき昇給区分(昇給なし～6号昇給(前年度末55歳以上の職員については昇給なし～2号昇給))を決定した。
令和3年4月1日の昇給において、一般行政職(知事部局)の職員数13,465名中、上位区分(5号昇給～6号昇給(前年度末55歳以上の職員については1号昇給～2号昇給))に決定された職員は3,722名(27.6%)であった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東京都		国
1人当たり平均支給額(令和2年度)	1,886千円	—
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)
期末手当	2.50月分	2.55月分
勤勉手当	2.05月分	1.90月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.45)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階・職務の級等による加算措置	3～20%	職制上の段階・職務の級等による加算措置
・職務段階別加算	15～25%	・役職加算
・管理職加算		・管理職加算
		5～20%
		10～25%

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和2年度における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給可能な成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の昇進の実施状況
 地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日（を評定基準日として）人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する根拠を参照）。

なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しては業績評価制度と自己申告制度を導入している。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況
 勤勉手当は、能力・業績主義の徹底を図る観点から、若手職員、再任用職員、教員及び現業系職員も含む全ての職員に成績率を適用している。については、業績・能力総合評価の結果に基づき、成績率の段階（部長級は5段階、課長級は6段階）を決定している。一般職員については、業績評価の結果に基づき、成績率の段階（課長代理級は4段階、それ以外の一般職員については3段階）を決定している。

令和2年12月の成績率は、部長級は10000分の19500から10000分の0の範囲内、課長級は10000分の21500から10000分の0の範囲内、課長代理級は10000分の15500から10000分の9122.5の範囲内、課長代理級以外の一般職員は10000分の14500から10000分の9225の範囲内で決定している。

(3) 退職手当（令和3年4月1日現在）

東 京 都		国	
（支給率）	自己都合	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	19.6695月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	28.0395月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	39.7575月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	47.709月分
その他の加重措置		その他の加重措置	
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額 2,341千円		22,220千円	

（注）1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
支給対象地域等	123,955,895千円	800,361円	
支給対象地域等	111,317人		20%
特別区、医師、歯科医師			
武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市	13,131人		16%
八王子市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市、東府中市、国立市、板橋市、船橋市、西東京市	18,386人		15%
立川市、東大和市	4,099人	20%	12%
三鷹市、あきる野市	2,159人		10%
東久留米市、羽村市	1,343人		6%
武蔵村山市	572人		3%
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	569人		0%
袖ヶ浦市	65人		16%
藤沢市	2人		12%
市原市	32人	12%	10%
八街市	5人		3%
鴨川市、館山市、鯉ケ町	62人		0%
島上地域	1,249人	0%	0%
平均支給率		19.8%	18.3%

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(5) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度普通会計決算)		令和2年度普通会計決算		
支給職員1人当たり平均支給年額		7,636,834千円		
		134,639円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		36.6%		
手当の種類(手当数)		37種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和2年度決算	左記職員に対する 支給単価
死体取扱・解剖等業務 手当、死体処理手当	知事部局職員、警視庁職員	死体解剖等の業務	341,791千円	日額200~610円、1体190~3,200円
危険現場等作業手当、 高所作業手当、高所手 当	知事部局職員、教育庁 職員、警視庁職員	潜水作業、高所作業等	1,107千円	日額230~940円、1台150~300円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治 療・看護等の業務	90,691千円	日額・1勤務 210~ 5,000円
精神科感染症患診療等 業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置 入院に關する業務等	1,682千円	日額170~500円、1回 720~1,420円
と畜解体作業等業務 手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業 務等	24,324千円	日額550~2,720円
放射線・有害物等取扱 業務手当、放射線業務 定率手当、放射線取扱 手当、有害薬品取扱手 当	知事部局職員、学校職 員、警視庁職員	放射線の操作業務等	6,102千円	日額・1勤務 180~390 円
船員勤務手当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員	船員法の適用を受け る職員の乗船勤務	9,748千円	日額2,230~2,880円
取締・折衝等業務手当	知事部局職員	取締業務、折衝業務等	2,731千円	日額190~270円
勤務事務特別手当	知事部局職員	都税の賦課徴収の事 務	183,693千円	日額300~640円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	19,545千円	日額660円
交替制勤務者等業務手 当、深夜特殊業務手 当、夜間緊急招集手当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員、警視 庁職員、東京消防庁職 員	深夜交替制勤務等の 業務	2,232,836千円	日額・1勤務 410~ 3,900円、1回 650~ 10,000円
福祉等業務手当	知事部局職員	入浴者の教育・介護等 の業務	4,694千円	日額・1勤務 200~ 1,090円

小笠原業務手当	知事部局職員、教育庁 職員、学校職員、警視 庁職員	小笠原に所在する都 庁機関の業務	19,164千円	日額300~700円
指導医業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミー の研修計画に基づく 指導業務	—	日額4,500円
産科医業務手当	知事部局職員	分へんに係る業務等	—	1回 10,000~20,000 円
救急医療業務手当	知事部局職員	救急医療に係る業務	—	1勤務20,000円
特定看護分科従事手 当	知事部局職員	医療安全対策、感染管 理その他特定の看護 分野に係る業務	1,544千円	日額750~2,700円
分へん介助業務手当	知事部局職員	分へんの介助業務	—	1回3,000円
新生児担当医業務手 当	知事部局職員	新生児特定集中治療 室(NICU)に入院する新 生児に対する診療業務	—	新生児1人 10,000円
夜間定時制教育勤務 手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を置く高等 学校における夜間の勤 務	1,646千円	日額520円
夜間学校通信教育勤 務手当	学校職員	中学校における夜間学 校、通信教育の業務	19,782千円	日額710~980円
特別支援学校看護業 務手当	学校職員	特別支援学校における 看護業務等	1,496千円	日額200円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急業務 等	1,020,033千円	日額1,700~6,400円
捜査等業務手当	警視庁職員	暴力団、国際犯罪組織 等の捜査、取締り等	1,036,713千円	日額200~3,000円、1 件310~410円
交通整理取締手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係 法令違反の取締り	87,026千円	日額300~510円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び被留置 者の管理等	125,973千円	日額370円
警ら手当	警視庁職員	交番その他の派出所に おける業務等	911,069千円	日額300~500円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の 業務等	28,183千円	1件5,400円、日額250 ~5,500円

特別救助手当、救出救助手当	警視庁職員、東京消防庁職員	自然災害等における救助活動等	56,182 千円	1回 460～840 円、日額 260～8,000 円
管制手当	東京消防庁職員	消防部隊の運用等の指令管制業務	10,328 千円	日額 200 円
航空作業手当、ヘリコプター従事手当	警視庁職員、東京消防庁職員	航空機への搭乗、整備等の業務	96,070 千円	日額 640～1,230 円、1時間 400～8,120 円
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等による検査又は鑑定業務	5,063 千円	日額 350 円
出勤手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	498,505 千円	1回 220～900 円、日額 2,500～5,500 円
救急手当	東京消防庁職員	傷病者の搬送、救急処置等の業務	747,519 千円	1回 200～500 円
火災調査手当	東京消防庁職員	火災及び火警の原因等の調査	7,146 千円	日額 330 円
災害業務手当	東京消防庁職員	火災予防のための高度の検査等の業務	27,921 千円	日額 300 円
高所活動危険手当	東京消防庁職員	はしご等を活用する高所での消防活動等	16,537 千円	日額 220 円

(6) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和2年度普通会計決算）	54,836,082 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度普通会計決算）	354 千円
支給実績（令和元年度普通会計決算）	56,955,486 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度普通会計決算）	369 千円

(7) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制 度との 異同	支給対象者、支給単価 【支給額】	支給実績 （令和2年度普通会計決算）	支給対象者1人当たり 平均支給年額 （令和2年度普通会計決算）
扶養手当	【内容】扶養親族を有する職員に支給 【支給額】(1) 子が9,000円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円） (2) 子以外の扶養親族円（親長級は3,000円）	異なる	(1) 子 10,000円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,000円） (2) 子以外の扶養親族円（行（一）8級相当以上は3,500円）	13,643,709 千円	222,268 円

住居手当	【内容】自ら居住するための住居を借り受ける月額50,000円以上、家賃3万円未満の住居に支給。職員3人以上の世帯に支給され、管理職には支給されない【支給額】13,000円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給期間【国】(1) 医師・歯科医師①離島・へき地57,600～414,800円②少人口市町村54,600～368,800円③地球手当て5級以下49,100～308,600円④地球手当て4級地38,900～251,200円⑤地球手当て1～3級地27,500～184,700円(2) 医系技官等17,400～50,800円(3) 研究員等20,000～100,000円※(1)及び(2)は採用から35年間、(3)は採用から10年間支給	3,523,211 千円	192,820 円
初任給調整手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し通勤等の負担を軽減とする職員を常例とする職員の使用【支給額】(1) 交通機関等利用者（原則として6ヶ月定期券額（1月当たり）限度額55,000円）(2) 交通用具使用者、使用距離に応じた定額①一将 2,600～15,000円②通勤不便 3,900～29,700円③随行者 4,500～37,200円(3) 交通機関・交通用具併用者（原則として(1)と(2)の合計額（1月当たり）限度額55,000円）	異なる	支給対象者、支給割合【国】(1) 距離制限60km以上(2) 加算額 8,000～70,000円（職員・配属者の住居の距離が100km以上の場合に加算）	282,516 千円	1,398,594 円
通勤手当	【内容】通勤を異にする異動又は在勤する公費の移転に伴い、転居し者や住居を得ない事情により配偶者と別居し、通勤距離（80km以上）を満了とする職員に支給【支給額】(1) 基礎額 30,000円(2) 加算額 6,000～70,000円（職員・配属者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算）	異なる	支給対象者、支給割合【国】46,300～146,400円	21,064,627 千円	156,546 円
給付の時給別調整額（管理職手当）	【内容】管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するもの支給【支給額】22,600～140,800円	異なる		9,696,025 千円	1,103,075 円

特別勤務手当等	【内容】 離島その他の生活の著しく不便な地区に勤務する職員に支給する当該公署への異動又は採用に伴って住居を移転した職員には、特別勤務手当に準ずる手当を支給する。 【支給額】 (1) 特別勤務手当 (給料の月額×扶養手当)×1/2+現に受ける給料の月額×扶養手当×1/2) ×支給割合(15/100～25/100) (2) 特別勤務手当に準ずる手当 (異動等時の給料の月額×扶養手当)×支給割合(1/100～6/100) 【内容】 離島その他の生活の著しく不便な地区に勤務する職員に支給する当該公署への異動又は採用に伴って住居を移転した職員に支給する。 【支給額】 (1) 特別勤務手当 (給料の月額×扶養手当)×1/2+現に受ける給料の月額×扶養手当×1/2) ×支給割合(15/100～25/100) (2) 特別勤務手当に準ずる手当 (異動等時の給料の月額×扶養手当)×支給割合(1/100～6/100)	異なる	支給割合 【国】 (1) 特別勤務手当 4/100～25/100 (2) 特別勤務手当に準ずる手当 2/100～6/100	574,145千円	918,632円
へき地手当等	【内容】 離島その他の生活の著しく不便な地区に勤務する職員に支給する当該公署への異動又は採用に伴って住居を移転した職員に支給する。 【支給額】 (1) へき地手当 (給料の月額×扶養手当)×支給割合(15/100～25/100) (2) へき地手当に準ずる手当 (給料の月額×扶養手当)×支給割合(1/100～4/100)			635,797千円	946,126円
定時制通信教育手当	【内容】 定時制の課程又は通信制の課程を置く高専又は高等学校に支給する。 【支給額】 給料月額 (2/100～6/100)			212,443千円	189,819円
産婆教育手当	【内容】 水産又は工業に関する課程を置く高等専門学校で、実習を伴う産婆として担任する教育職員等に支給する。 【支給額】 給料月額 (教職調整額を含む) ×支給割合 (4/100～8/100)			224,659千円	249,344円
養育教育特別手当	【内容】 養育教育等諸学校に勤務する教育職員等に支給する。 【支給額】 1,850～8,570円			3,748,158千円	59,600円
農林漁業普及指導手当	【内容】 農林漁業の普及指導業務に従事する普及指導員に支給する。 【支給額】 (1) 常理職 14,000円 (2) 行(一)3級 21,000円 (3) 行(一)2級以下 19,500円			10,306千円	245,381円
宿日直手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給する。 【支給額】 (1) 常理宿直 (本職当直) 6,000円 (2) 本署宿直 6,600円 (3) 本署宿直 7,800円 (4) 本署宿直 6,600円 (5) 学校宿直 6,100円 (6) 医師宿直 30,000円 ※5時間未満は1/2の額	異なる	【国】 (1) 職の宿日直 4,400円 (2) 特別の宿日直 5,300～7,400円 (3) 医師宿直 22,000円 (4) 常理 22,000円 ※6時間未満は1/2の額	1,016,325千円	178,084円

管理職員特別勤務手当	【内容】 職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、休日又は休日に勤務した場合に支給する。 (2) 管理職が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により、休日又は休日以外の日、午前0時から午前5時までの間であつて正種の勤務時間以外に勤務した場合に支給する。 【支給単価】 (1) 4,000～18,000円 (勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000円) (2) 2,000～6,000円	異なる	支給単価 【国】 (1) 6,000～18,000円 (勤務時間が6時間超の場合は、9,000～27,000円) (2) 3,000～6,000円	196,007千円	464,472円
夜勤手当	【内容】 正種の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給する。 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	7,150,845千円	148,728円
休日給	【内容】 休日の勤務として正種の勤務時間中に勤務することを命じられた職員が、勤務した場合に支給する。 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×135/100	同じ	—	17,738,915千円	862,075円
寒冷地手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給する。 (1～3月の分)	同じ	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分	給料月額等	（算定方式）		（支給時期）
給料 教 育 長	知 事	728,000 円	(1,456,000 円)	任期ごと 任期ごと 任期ごと
	副 知 事	1,189,000 円	2,283万円	
	教 育 長	1,107,000 円	1,036万円	
報 酬 議 長 員	議 長	1,016,800 円	(1,271,000 円)	（令和2年度支給割合）
	副 議 長	917,600 円	(1,147,000 円)	
	議 員	817,600 円	(1,022,000 円)	
期 末 手 当	知 事	3,45月分	（令和2年度支給割合）	3,45月分
	副 知 事	3,45月分		
	教 育 長	3,45月分		
退 職 手 当	知 事	給料月額×在職月数×50/100	3,494万円	（1期の手当額）
	副 知 事	給料月額×在職月数×40/100	2,283万円	
	教 育 長	給料月額×在職月数×26/100	1,036万円	

- (注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「東京都特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。
- 2 知事、副知事及び教育長には、地域手当を一般職員と同様に支給している。
- 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（知事及び副知事は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられた。
- 5 知事、議長、副議長及び議員は、特別条例により、給料・報酬等を減額している。
（ ）内は、減額前の月額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A 千円	純増益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
令和 2年度	55,551,062	△11,847,934	27,536,498	49.6	51.8

区分	給 料 員 手 当 期 末 ・ 勤 勉 手 当 計			1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費		
	職員数 A 人	給 料 千円	職員手当 千円			計 B 千円	
令和 2年度	3,086	10,254,038	6,558,609	4,690,734	21,503,381	6,968	7,767

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
- 3 都道府県平均は、令和元年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	48.0 歳	345,165 円	584,125 円
団体平均	47.0 歳	360,194 円	622,371 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- 2 団体平均は、令和元年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業（高速鉄道事業を含む。）の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ ちバス事業(運転手)

区分	公 務 員			平均月収額 (A)
	平均年齢	職員数	基本給	
東京都	48.8 歳	1,924 人	324,999 円	553,674 円
団体平均	49.3 歳	1,121 人	325,694 円	567,226 円

区分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
東京都	営業用 バス運転者	48.2 歳	495,000 円	1.12
団体平均	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	6,644,083 円	5,940,100 円	1.12

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを
使用している。(平成29年から31年までの3か年平均)
2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の
点において完全に一致しているものではない。
3 平均月収額には、期末・勤怠手当(民間は年間賞与)等を含む。
4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、そ
れぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ウ) 期末手当・勤怠手当

東京都		参考(東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額(令和2年度)	1,494 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度)	1,856 千円
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤怠手当	期末手当	勤怠手当
2.50 月分	2.05 月分	2.50 月分	2.05 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階・職務の級等による加算措置		職制上の段階・職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算 3~20%		・職務段階別加算 3~20%	
・管理職加算 15~25%		・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(令和3年4月1日現在)

東京都		参考(東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合 勤続20年	勤続・定年	23.00月分
	23.00月分	23.00月分	23.00月分
勤続25年	30.50月分	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	43.00月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額 1,855千円	15,850千円	1人当たり平均支給額 2,341千円	22,220千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)	2,124,098 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	692,114 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
特別区、青梅市	20.0%	3,132人	20.0%

(エ) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)	193,688 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	80,103 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)	78.4 %		
手当の種類(手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 令和2年度決算	左記職員に対する 支給単価
交際制勤務者等 業務手当	乗務員、交替勤務 職員	190,299 千円	1 勤務 450 円 ~ 1,200 円 待機 10 分につき 50 円 日額 200 円 ~ 230 円
特定現場作業手当	技術系職員等	3,313 千円	危険・有害業務等 円 1 件につき 1,000 円
防疫等業務手当	乗務員	76 千円	ダイヤやイベント・ゾ ンセンス号の下船 者の輸送業務

(イ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和2年度決算）	3,331,763 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	1,080 千円
支給実績（令和元年度決算）	3,817,235 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	1,241 千円

(注) 休日給を含む。

(ロ) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）
扶養手当	【内容】親族を有する職員に支給 【支給額】(1) 父子、9,000円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末まで） (2) 子以外の扶養親族 6,000円（親長級は3,000円）	同じ	—	350,519 千円	199,385 円
住居手当	【内容】自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 三級市年度末半期、35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】15,000円	同じ	—	16,244 千円	196,715 円
初任給調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】52,000～175,100円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	576 千円	※
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】(1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額（1月当たり限度額55,000円） (2) 交通用具の区分・使用距離に応じた定額（①、②）×6月 ①一般：2,600～15,000円 ②旅客：4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額55,000円）	同じ	—	398,342 千円	131,814 円

単身赴任手当	【内容】公費を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80km以上）を満たし、単身で生活することを常例とする職員に支給 【支給額】(1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000～60,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が同じ等の場合に加算)	同じ	—	—	—
管理職手当	【内容】管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】22,600～140,800円	同じ	—	33,473 千円	1,118,773 円
宿日直手当	【内容】宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	【内容】(1) 指定職給料表運用職員・管理職公務員給与の必要で運賃公務の負担が軽減した場合は、支給額は休日勤務した場合に支給 (2) 管理職が従事への対価その他特別な手当は、採算以外の日、週の時から午後5時までの間で、その日の勤務時間以外に支給 【支給単価】8,000円（勤務時間が6時間超の場合は、6,000円） (2) 2,000～6,000円	同じ	—	186 千円	※
夜勤手当	【内容】正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	70,398 千円	44,137 円

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(2) 高速電車事業
ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A		純損益又は 実質収支		職員給与費 B		総費用に占める 職員給与費比率 B/A		(参考) 令和元年度地方公営企業決算状況調査による 平均一人当たり給与費	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	%	千円	千円
令和2年度	132,753,454	△14,584,719	35,083,796				26.4		26.1	

区分	職員数 A	給与		職員手当 期末・勤勉手当	計 B	1人当たり 給与費 B/A		(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		千円	千円			千円	千円	
令和2年度	3,622人	13,200,686	8,219,221	6,241,017	27,660,924	7,637	8,185	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
3 都道府県平均は、令和元年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	44.8歳	381,277円	645,872円
団体平均	45.4歳	379,715円	658,454円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均は、令和元年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業のうち鉄道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(うち地下鉄運転士)

区分	公務員			平均月収額 (A)
	平均年齢	職員数	基本給	
東京都	48.2歳	638人	381,896円	650,176円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢 (B)	平均月収額	
全国計	電車運転士	39.9歳	533,200円	A/B 1.22

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
東京都	公務員 (C) 7,802,115円	民間 (D) 6,398,500円	C/D 1.22

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している (平成29年から31年までの3か年平均)。
2 電車運転士については、賃金構造基本統計調査において都道府県別の数値を公表していない。
3 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
4 平均月収額には、期末・勤勉手当 (民間は年間賞与) 等を含む。
5 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額 (令和2年度) 千円 1,703	1人当たり平均支給額 (令和2年度) 千円 1,856
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40) 月分
勤勉手当 2.05月分 (1.00) 月分	勤勉手当 2.05月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階・職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(4) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

東 京 都	参 考 (東京都の知事部局等)
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.00月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.00月分
勤続25年 30.50月分	勤続25年 30.50月分
勤続35年 43.00月分	勤続35年 43.00月分
最高限度額 43.00月分	最高限度額 43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 4,641千円	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 2,341千円
1人当たり平均支給額 18,885千円	22,220千円

(注) 1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	2,734,028 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	757,139 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
特別区	20.0%	3,631人	（支給率）
市川市	20.0%	54人	20.0%
当該地域に公署なし			

(ロ) 特異勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	246,933 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	85,274 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	80.0%		
手当の種類（手当数）	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和2年度決算）
交際制勤務者等業務手当	興務員、交際制勤務職員	長時間拘束勤務、交際制勤務等の委託勤務	左記職員に対する支給単価
特定現場/作業手当	技術系職員等	定検・有害業務等	（令和2年度決算）
			1勤務 450円～1,200円 待機 10分につき50円 日額 200円～230円 1件につき 1,000円

(ハ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和2年度決算）	3,519,079 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	972 千円
支給実績（令和元年度決算）	3,991,055 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	1,106 千円

（注）休日給を含む。

(ニ) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度による内容	支給実績（令和2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末まで） (2) 子以外の扶養親族 6,000円（課税額は3,000円）	同じ	—	391,372 千円	217,067 円

住居手当	【内容】 居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を毎年年末前払、5歳未満の子どものみ支給し、管理職には支給されない。 【支給額】 135,000円	同じ	—	333,761 千円	184,498 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000～175,100円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	1,493 千円	1,493,123 円
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額（1月当たり限度額55,000円） (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 ①、②×6月 ①一般：2,600～15,000円 ②障害者：4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、①と②の合計額（1月当たり限度額55,000円）	同じ	—	612,355 千円	172,933 円
単身赴任手当	【内容】 公費を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80km以上）を満たし、単身で生活することを常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000～60,000円（職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算）	同じ	—	—	—
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 222,000～140,800円	同じ	—	78,969 千円	1,128,114 円
宿日直手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—

管理職手当	<p>【内容】 職務料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要により、通常の日又は休日勤務した場合に支給 (2) 管理職が災害への対応その他臨時又は緊急の必要により、午前0時から午前5時までの間で出勤して勤務した場合に支給 【支給単価】 1) 4,000円～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000円) 2) 2,000円～6,000円</p>	同じ	—	398 千円	※
夜勤手当	<p>【内容】 勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 1時間あたり25/100円</p>	同じ	—	540,907 千円	191,539 円

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(3) 電気事業

ア 職員給与費の状況

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める B/A %	(参考) 令和元年度の地方に 占める職員給与費比率 %
令和 2年度	1,265,474	△ 913,058	199,209	15.7	18.6

イ 決算

区分	職員数 A 人	給与		計 B 千円	1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
		料 千円	職員手当 千円			
令和 2年度	21	83,596	33,955	41,591	159,142	7,578
						6,868

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
 3 都道府県平均は、令和元年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

エ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	45.1歳	404,517 円	625,595 円
団体平均	44.8歳	365,924 円	582,813 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、令和元年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における電気事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

東 京 都		参 考 (東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (令和2年度)	1,981 千円	1人当たり平均支給額 (令和2年度)	1,856 千円
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分	勤勉手当 2.05 月分	期末手当 2.50 月分	勤勉手当 2.05 月分
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和3年4月1日現在）

東京都		参考（東京都の知事部局等）	
（支給率）	自己都合 勲奨・定年	（支給率）	自己都合 勲奨・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置（2%～20%加算）		その他の加算措置 定年前早期退職特別措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	※ ※	1人当たり平均支給額	※ ※
			22,220千円

（注）1 1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 交通局（交通事業、高速電事業及び電気事業）では、複数の事業に係る職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額を算出できない。

(ロ) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	17,429千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	871,454円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
特別区、青梅市	20.0%	21人	20.0%

(三) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	22千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	2,756円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	40%			
手当の種類（手当数）	2種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和2年度決算）	左記職員に対する支給単価
交替制勤務者等業務手当	交替勤務職員	長時間拘束勤務、交替制勤務等の業務	22千円	1勤務450円～1,200円 待機10分につき50円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	—	日額200円～230円 1件につき1,000円

(ウ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和2年度決算）	9,513千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	453千円
支給実績（令和元年年度決算）	10,707千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年年度決算）	510千円

（注）休日給を含む。

(カ) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）
手当	【内容】親族を有する職員に支給 【支給額】 ① 子 9,000円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円） ② 子以外の扶養親族 6,000円（親長級は3,000円）	同じ	—	1,310千円	218,373円
扶養手当	【内容】居住するための借居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 【支給額】 ① 専任給 52,000円～175,100円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	382千円	190,913円
初任給調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】52,000円～175,100円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	10千円	※
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1)交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額（1月当たり限度額55,000円） (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 ①、② × 6月 ①一般：2,600～15,000円 ②障害者：4,500～37,200円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額55,000円）	同じ	—	2,773千円	126,056円

【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給 【支給額】 (1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000～60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)	同じ	—	—	—	—
【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800 円 【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	2,192 千円	1,096,292 円
【内容】 (1)指定職給料表適用職員：管理職か、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であった正視の勤務時間以外の場合に支給 【支給単価】 (1)4,000～18,000 円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000 円) (2)2,000～6,000 円	同じ	—	—	2 千円	※ 円
【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	—	54 千円	※ 円

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(4) 水道事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 差引収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
令和 2年度	302,159,394	19,833,202	31,982,148	10.6	10.4

区分	職員数 A 人	給与			1人当たり 給与費 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
		料 千円	職員手当 千円	期末・勤労手当 千円		
令和 2年度	3,632	13,164,306	6,736,875	6,182,379	26,083,560	7,182
						6,958

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
3 都道府県平均は、令和元年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	43.0 歳	372,113 円	593,177 円
団体平均	43.5 歳	361,318 円	578,084 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤労手当等を含む。
2 団体平均は、令和元年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤労手当

東 京 都		参 考 (東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (令和2年度)	1,728 千円	1人当たり平均支給額 (令和2年度)	1,856 千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	勤労手当 2.05 月分 (1.00) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	勤労手当 2.05 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和3年4月1日現在）

東京都		参考（東京都の知事部局等）	
（支給率） 勤続20年	自己都合 勤続・定年 23.00月分	（支給率） 勤続20年	自己都合 勤続・定年 23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,604千円 20,880千円		その他の加算措置 定年前早期退職特別措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,341千円 22,220千円	

（注）1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ロ) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	2,722,921千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	748,261円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 （一般行政職の制度 （支給率）
特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、知江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	20.0%	3,417人 20.0%
朝霞市、三郷市、川崎市	20.0%	222人 当該地域に公署なし

(2) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	27,951千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	38,289円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	19.7%		
手当の種類（手当数）	5種類		
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象業務 （令和2年度決算）	左記職員に対する 支給単価
水源かん養手当	水源管理事務所 職員	しゃん険な山地等 における実作業等	311千円 日額370円
泥土処理等作業 手当	浄水場等職員	手作業による泥土 処理作業等	146千円 1時間73円
危険作業手当	支所、建設事務所、 浄水場等職員	高所作業、水中作 業、有害物取扱作 業等	7,318千円 1時間40～500円
変則勤務手当	交替勤務等職員	深夜交替制勤務等 の変則勤務	14,925千円 1勤務400～1,000円
徴収整理手当	営業系等職員	徴収整理業務	5,251千円 1枚10～75円

(ナ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和2年度決算）	2,800,156千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	757千円	
支給実績（令和元年度決算）	2,850,907千円	
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	771千円	

（注）休日給を含む。

(ホ) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度と 内容との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 （令和2年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和2年度決算）
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000円（子が満16歳 年度初めから満22歳年度末ま での場合は13,000円） (2) 子以外の扶養親族 6,000円 （親長級は3,000円）	同じ	—	271,528千円	202,331円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り 受け、月額15,000円以上の家賃を 支払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員 にのみ支給し、管理職には支給 されない【支給額】 15,000円	同じ	—	78,263千円	179,092円

運動手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額(1月当たり限度額 55,000円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 ①～③×6月 ①一般 2,600～15,000円 ②通勤不便 3,900～29,700円 ③障害者 4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額 55,000円)</p>	同じ	—	628,312 千円	177,992 円
単身赴任手当	<p>【内容】 公署を異にする異動等に(単い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000～60,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しよ等の場合(ご加算))</p>	同じ	—	1,008 千円	504,000 円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 22,600～129,600円</p>	同じ	—	167,796 千円	1,126,146 円
管理職特別勤務手当	<p>【内容】 宿日重勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給率】 6,000円 ※3時間未満は1/2の額</p> <p>【内容】 (1) 指定職務を遂行する職員・管理職が、随時又は緊急の必要その他公務の遂行の必要により週休日を休日に勤務した場合に支給 (2) 管理職が災害への対応その他の特殊又は緊急の必要により、通常休日又は休日以外に勤務しているときから、直前の勤務時間以外に勤務した場合は支給</p> <p>【支給率】 8,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000円) 2,000円 (2) 2,000～6,000円</p>	同じ	—	2,307 千円	329,571 円

夜勤手当	<p>【内容】 正線の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給率】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100</p>	同じ	—	49,332 千円	230,523 円
寒冷地手当	<p>【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給(11～3月のみ)</p> <p>【支給額】 (1) 世帯主 6,100円 (2) 同居扶養親族無 3,300円 (3) その他 2,400円</p>	同じ	—	—	—

(5) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純増益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める(参考)	
				職員給与費比率 B/A	令和元年度の職員給与費に占める職員給与費比率
令和2年度	千円 4,810,063	千円 740,619	千円 71,737	% 1.5	% 3.6

区分	職員数 A	給与			計 B	1人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均1人当たり給与費
		料	職員手当	期末・勤勉手当			
令和2年度	人 7	千円 28,355	千円 17,509	千円 14,154	千円 60,018	千円 8,574	千円 6,577

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
3 都道府県平均は、令和元年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	41.6 歳	420,331 円	708,360 円
団体平均	44.2 歳	351,473 円	547,053 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均は、令和元年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における工業用水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。